

報道機関 各位

情報提供日	平成 29 年(2017 年)9 月 28 日
問合わせ先	文化・スポーツ室文化振興課 文化財係 (稲原)
	918-5629 内線 7545

横河家が東二見村の漁師の運上銀（租税）を 肩代わりしたことを示す文書を発見

- 今年の 2 月に横河家から寄贈を受けた資料について、現在、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターに資料目録の作成、資料の翻刻の調査を委託しているところですが、このたび横河家の系譜をひく東二見に在住していた室谷勘七が東二見村の漁師の運上銀を肩代わりして窮地を救い、漁師から感謝されたことがわかる文書が発見されました。
- 横河家は横河重陳が大坂冬の陣で一番槍の功績をあげたことにより徳川家康から感状を受け、江戸時代には因州（鳥取県）池田家に高禄で召し抱えられるとともに、播州二見でも室谷と名乗り代々家を引き継いでいました。江戸時代の東二見村の漁民については旧『明石市史』などでも取り上げられてきましたが、彼らと横河家とのつながりについては従来知られていませんでした。
- 当文書は、江戸時代における横河家の地域において果たしていた役割の一端を知ることができる貴重な資料となりました。
- 今回、調査によって発見された文書は、10 月 3 日からあかしふるさと図書館（明石公園 1-27 旧市立図書館 2 階）で一般に公開いたします。

- 1 資料名** 明石市所蔵 横河家文書「一札」
- 2 資料形状** 縦 28cm、横 73.5cm
- 3 資料の書かれた年代** 安永 7 年（1778 年）
- 4 資料概要** 別紙の通り

5 資料概要

当資料は、今年の2月、横河家から寄贈を受けた2982点の古文書類の中の一つで、今年4月から神戸大学大学院人文学科地域連携センターに調査を委託している中で発見されたものです。文書は横河家の系譜をひく播州東二見に在住していた室谷勘七宛てに東二見村の漁師惣代らが出した礼状です。奥書きに村の庄屋代もその内容を認めたことが記されています。室谷勘七は室谷勘七公美のことで、当時31歳でした。その弟勘八が安勝として横河に復姓し、その2代後に近代医学を取り入れた横河秋濤がいます。

文書の中味は、安永7年(1778)、東二見村の漁師が運上銀の返済の免除を東二見村の領主に願い出たところ、聞き入れてもらえず、漁師惣代らに手錠を課した上、他の漁師らも出頭するように命じられ、非常に困ったところ、室谷勘七が運上銀を肩代わりし、漁師らが出頭する件も中止するよう取りなし、さらにその年からの運上銀の免除願を領主に採用するよう取りなした、というものです。

この史料の歴史的意味については今後十分に検討する必要がありますが、横河家の地域における信用は、大坂冬の陣の戦功のみがその根拠となっているのではなく、その後も漁民の運上銀の肩代わりをすることなどを通じて維持されていた可能性をうかがわせる貴重な資料となります。

【史料】明石市立文化博物館所蔵 横河家文書3-2-15「一札」

一札

一私共儀、去酉年御運上銀上納難相成ニ付、当二月十日限御日延願出候処、右限日ニ相成候得共何分御上納難相成候ニ付、色々手段仕候処、三ヶ年已前御町奉行様江右御運上銀御赦免願差出置候間、右之趣申上、此度御地頭様江又候御赦免願差出候へハ、右体ニ候得者去春ニも願可出候処、差詰候而右之通願候事、甚不埒ニ被思召上、則御答メ惣代之者共江手錠被為仰付候上、残居候国元之漁師共可被為召登旨被為仰渡、恐入難儀至極仕候、然ル処、右難儀之体御及見被下、去酉年御運上銀、貴公様方御弁納被下候旨御願被下、私共御答残ル漁師共御召登之儀、段々御断御申被下、別而当年方之御運上銀御赦免之願書、御取上被為成下候様御取成被下、漁師一統難有奉存候、以上

安永七成年

二月廿七日

室谷勘七殿

東二見村漁師惣代

久右衛門印

右同断

半三郎印

右同断

市左衛門印

右同断

市郎右衛門印

前書之通此度我々共迄厳敷御答蒙候処、貴公様段々御取成被下、殊ニ去酉年御運上銀御弁納被下、
残ル漁師共御召登之儀とも御免被下、別而当年方之御運上銀御赦免之願書御取上ヶ被為成下候様、
御取成被下候段、疾与見届少も相違無御座候、仍而奥印如件

同村

庄屋 孫左衛門

病気ニ付

代 作兵衛[㊦]

室谷勘七殿

《現代語訳》

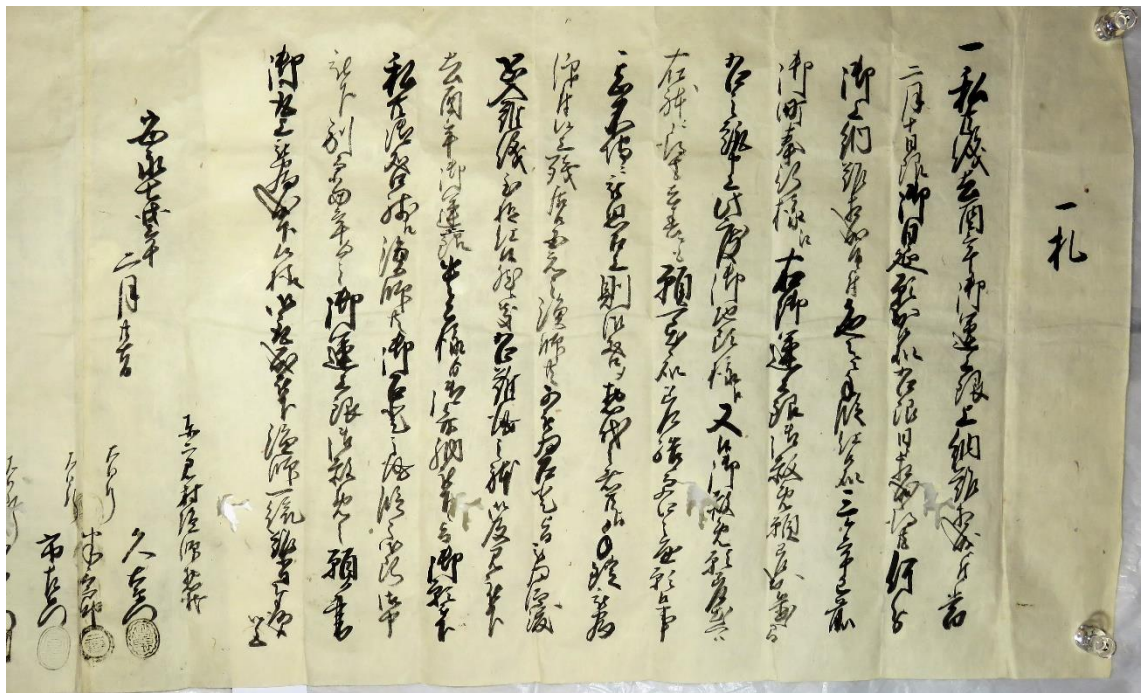
※注：意味をとりやすくするため、原文にはない文章や語句を補ったり、表現上の工夫をした箇所がある。よって直訳ではないこととお断りする。

■前書部分

私どもは去る酉年（安永6年〈1777〉）、運上銀を上納できなくなったため、当年2月10日返済期限の延長を願い出しましたが、延長したところで上納そのものが難しいことがわかっていましたので、いろいろと手段を講じました。そこで、大坂町奉行へ先述の運上銀の免除願を提出したことがあったので、その旨をもって御地頭様（東二見村の領主）に返済の免除を願い出たところ、「そのようなこと（大坂町奉行に運上銀免除を願い出たこと）があったのなら、昨年春にでも申し出て来ればよかったのに、返済に困ったからといってその件を蒸し返すというのは、極めてけしからんことだ」とお思いになられました。よってお答めとして、漁師惣代の者どもに手錠を命じられたうえ、東二見村に居残っている漁師たちも出頭を言い渡され、とても困ったことになりました。そうしたところ、我々の困った様子をみた貴公様（室谷勘七）は、領主に対して「昨年の運上銀は私が代わりに払う」と買って出られ、漁師どもが出頭する件についても中止するよう代弁してくださいました。とくに今年からの運上銀の免除願を領主に採用するよう取りなしてくださったことについては、漁師一同ありがたく思っております。

■奥書部分

前書のとおり、このたび我々（漁師以外の村人）までもが厳しくお答めを被りましたところ、貴公様（室谷勘七）には逐一お取り成しをしてくだされ、残る漁師どもが出頭する件についても放免となりました。とりわけ今年からの運上銀の免除願を領主に採用するよう取りなしてくださったことについては、しっかりと見届けたことに違いありません。よってこのように奥印をいたします。



当資料の調査、翻刻、解釈は神戸大学大学院人文学研究科前田結城研究員が行いました。